

## 5. 実施時期、その他

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	実施時期	社団法人日本損害保険協会	実施時期及び9/30までの延長について、当局としての基本的考え方及びその理由について確認したい。	<p>今回の改正につきましては、昨今の状況に鑑み、契約者保護等の観点から今回の改正への対応が早急に求められていることから、平成18年4月1日までに対応可能な状態とすることが原則となります。</p> <p>しかしながら、平成18年4月1日までに各保険会社において対応できない事情がある場合には、対応できない部分につき合理的な理由があれば、その実施の猶予が認められますが、平成18年9月30日までには完全実施することが必要です。</p> <p>なお、平成18年4月1日までに実施できない部分につきましては、各保険会社において、平成18年9月30日までに実施できるよう、実施計画等の作成を求められることとなります。</p>
2	実施時期	損害保険労働組合連合会	<p>「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」において、現在「適合性原則のあり方」が議論されており、これから「比較広告のあり方」に関する議論が進められていくものと認識しております。本件の実施時期が06年4月1日とされておりますが、今後、それらの論議結果をふまえ、重要事項説明に関する書面が変更されるような場合には、効率性の観点において問題があるとともに、帳票類の大量差し替えなどに伴って、職場第一線に負荷がかかるのではないかと懸念があります。また、システム部門や商品開発部門等における職場実態等をふまえますと、そもそも、代理店への周知徹底も含め4月1日に本対応を完全実施することは難しいと思われれます。こういった状況をふまえますと、4月1日といった実施時期には、労働組合の立場から、強い問題意識を持たざるを得ません。実施時期については、9月30日までの猶予期間を設けておりますが、これらの事情を十分に勘案の上、柔軟に対応すべきと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今回の改正につきましては、昨今の状況に鑑み、契約者保護等の観点から今回の改正への対応が早急に求められていることから、平成18年4月1日までに対応可能な状態とすることが原則となります。</p> <p>しかしながら、平成18年4月1日までに各保険会社において対応できない事情がある場合には、対応できない部分につき合理的な理由があれば、その実施の猶予が認められますが、平成18年9月30日までには完全実施することが必要です。</p> <p>なお、平成18年4月1日までに実施できない部分につきましては、各保険会社において、平成18年9月30日までに実施できるよう、実施計画等の作成を求められることとなります。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
3	実施時期	在日米国商工会議所	<p>ACCJ加盟企業は今回の監督指針改正案における規則を遵守すべく努力しますが、2006年4月1日という金融庁の予定実施日は極めて野心的で、多くの点で非現実的です。提案された変更により、数百種類の書類の改訂および刷り直し、記録、ITその他のシステムの大幅修正、新商品の改訂、新台帳への転換、社員および独立外交員の研修やその他同様の措置が必要となる可能性があります。金融庁がパブリック・コメント募集における別紙1の「2. 実施時期」で言及されている「対応できない事情がある場合」にこれらの措置が含まれ、これらの措置については2006年9月30日を完了期限とすることが認められる、という点を確認させていただきたいと思います。また、特別な事情により実施が困難な会社について、直接金融庁と相談のうえ期限延長を認められることが可能かどうかを確認したいと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今回の改正につきましては、昨今の状況に鑑み、契約者保護等の観点から今回の改正への対応が早急に求められていることから、平成18年4月1日までに対応可能な状態とすることが原則となります。</p> <p>しかしながら、平成18年4月1日までに各保険会社において対応できない事情がある場合には、対応できない部分につき合理的な理由があれば、その実施の猶予が認められますが、平成18年9月30日までは完全実施することが必要です。</p> <p>なお、平成18年4月1日までに実施できない部分につきましては、各保険会社において、平成18年9月30日までに実施できるよう、実施計画等の作成を求められることとなります。</p> <p>ご質問にある「数百種類の書類の改訂および刷り直し、記録、ITその他のシステムの大幅修正、新商品の改訂、新台帳への転換、社員および独立外交員の研修やその他同様の措置」については、「対応できない事情がある場合」の要因となる場合もありますが、必ずしもそれだけを以って「対応できない事情がある場合」に該当するものではなく、対応できない部分につき合理的な理由があれば、その実施の猶予が認められます。平成18年4月1日までに実施できない部分につきましては、各保険会社において、平成18年9月30日までに実施できるよう、実施計画等の作成を求められることとなります。</p>
4	実施時期	社団法人生命保険協会	<p>保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、体制の整備をすることについては、例示にある申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する体制を構築するために相当の期間を要することから、本体制整備についても、「契約概要」・「注意喚起情報」にかかる部分と同様、平成18年4月1日までに対応できない事情がある場合には、対応できない部分につき平成18年9月30日までその実施の猶予を認めることとして欲しい。</p>	<p>Ⅱ-3-5-1-2(15)についても実施の猶予が認められるものの対象となります。</p> <p>今回の改正については、昨今の状況に鑑み、契約者保護等の観点から今回の改正への対応が早急に求められていることから、平成18年4月1日までに対応可能な状態とすることが原則となります。</p> <p>しかしながら、平成18年4月1日までに各保険会社において対応できない事情がある場合には、対応できない部分につき合理的な理由があれば、その実施の猶予が認められますが、平成18年9月30日までは完全実施することが必要です。</p> <p>なお、平成18年4月1日までに実施できない部分につきましては、各保険会社において、平成18年9月30日までに実施できるよう、実施計画等の作成を求められることとなります。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
5	その他	外国損害保険協会	<p>2004年12月に突然「金融改革プログラム」の提示を受け、その後本プログラムの工程表が示され、各個別プログラムが工程表に沿って進行しています。本プログラムは「金融サービス立国への挑戦」の副題が付されていますが、本挑戦の実行者である金融機関・業者が本プログラム策定にどの様にかかわったか全く不明です。しかも「金融行政は市場規則を補完する審判の役割に徹する」と明言しながら行政が主役になって本プログラムを推進していることには違和感を抱かざるを得ません。本来ならば、本プログラム公表前に実行者たる業者の意見を十分聞く必要があったのではないかと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
6	その他	外国損害保険協会	<p>先ず保険商品の販売・勧誘のあり方に関する討議の目的が保険購買者に対してより良い保険募集を実現することであり、これは購買者は勿論保険会社にとって極めて重大な事柄であると理解しています。それならば本問題を討議する会合が何故非公開であり、又保険会社からの会議参加ももう少し広く求めなかったのか、説明を戴きたいと存じます。本監督指針改正の概要において「販売・勧誘に関する苦情が多い」、「保険商品の多様化・複雑化により商品内容が理解し辛くなっている」と改正の目的が示されていますが、例えば苦情をとっていても特定の商品に集中していることが多いのが現状であり、又全ての商品内容が理解し辛くなっている訳ではありません。従って商品の特性、保険募集の形態など、十分分析して、これらに限ってより良い保険販売・勧誘のあり方を検討すべきで、全て一律に画一的に取扱おうとすることはかえって混乱を招くことになるのではないのでしょうか。したがって始めに結論ありきと思われかねない討議の進め方、例えば欧米での例を引いて来てこれを導入しようとするなど、もう少し日本の現実に目を向けるべきものと考えます。</p>	<p>「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」につきましては、特定の保険会社の募集実態、経営管理に関する情報が含まれた議論が行われており、仮にこのような情報が公開されると、当該社に競争上の不利益を与えるおそれがあること等の理由から、非公開とさせていただいておりますが、議論の要旨や論点整理の内容について公表することにより、議論の透明性を確保しております。</p> <p>なお、有識者・サービス利用者・業界関係者等からなる本検討チームにおいては、確かに欧米の例（グローバルスタンダード）の分析も行っていますが、当然のことながら日本における募集実態の把握・分析が第一義的に行われたものであり、ご指摘のようなご懸念はないと考えます。</p>
7	その他	全国生命保険労働組合連合会	<p>今般示された「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）については、今後、新たに金融庁の監督下に置かれる予定の少額短期保険業者にも同様に適用されることを確認したい。</p>	<p>少額短期保険業者につきましても、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成十七年法律第三十八号）において、保険業における募集規制が課されることとなっており、基本的には保険会社と同様に顧客に対する適切な情報提供や説明が求められると考えます。今後、少額短期保険業者の特性も踏まえ検討のうえ対応して参ります。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
8	その他	在日米国商工会議所	金融庁が金融改革プログラムの枠組みにおいて検討している野心的な改革を歓迎します。これまでも「金融改革実施工程表」並びに金融庁のその他の公表文書で示されたプログラムの目標を支援して参りました。「いつでも、どこでも、誰でも、適正な価格で、良質で多様な金融商品・サービスの選択肢にアクセスできる」金融システムを持つ極めて高度な「金融サービス立国」を目指す金融庁の構想が実現することを期待しています。	貴重なご意見として承ります。
9	その他	在日米国商工会議所	工程表及びその他のプログラム関連文書には、利用者保護と利便性という2つの重要な理念が盛り込まれています。これらはいずれも活力ある金融市場の創出に不可欠な要素です。さらに、この2つの理念のバランスを適正に保つことが不可欠です。これらの2つの理念が、改革の実用的効果とそれが利用者に及ぼす金銭的・機会的コストとのバランスをとる重要なメカニズムになると考えています。新しい販売方法を通じた利便性の改善という枠組みにおいて、利用者保護の強化を目指す現在の取り組みは必要なものですが、新しいルールは「いつでも、どこでも、適正な価格で」アクセスできるというプログラム目標を損なうものではなく促進するものとなるよう留意する必要があります。	貴重なご意見として承ります。
10	その他	在日米国商工会議所	昨年6月、「保険商品の販売勧誘に関する金融庁のルールを公正・透明なものとし、グローバルスタンダードに整合させること」と題する意見書を公表しました。この意見書において、日本政府に対して、異なる販売方法に横断的に影響を及ぼす規制、指針およびその他のルールの変更に際しては、個々の販売チャネルの特性によって有利・不利が出ないよう、グローバル・スタンダードと日本の国際通商上の義務に整合したものとするよう要請しました。また、この意見書において、一部の販売方法を考慮に入れない、あるいはこれを制約するような新たな規則は、直接販売方式（通信販売）等の様々な販売方法を伴う自動車保険商品を認めた日米保険合意に基づく日本の義務に整合しない可能性もあると指摘しています。また、新しい規則が外国保険会社が採用している販売方法を不当に差別的に扱うようなものであってはなりません。	Ⅱ-3-5-1-2(14)⑤において、非対面の方式による情報の提供及び説明方法を規定するなど、販売態様の特性を考慮した規定をしているところであり、ご指摘のようなご懸念はないと考えます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
11	その他	在日米国商工会議所	<p>「保険商品の販売勧誘に関する金融庁のルールを公正・透明なものとし、グローバルスタンダードに整合させること」と題する意見書の中で、保険監督者国際機構（IAIS）が2004年10月に公表した「インターネット上の保険取引の監督原則」において、「保険業務の監督者は、保険会社・仲介人の提供するインターネット関連の保険業務の利用者保護基準が、インターネット以外の手段で提供されるサービスに適用されているものと同じ水準となるよう努めるべきである。保険業務の監督者は、インターネットの合法的な利用を制約すべきではない」と説明していることを指摘しています。規制の適用においては、直接販売チャネルもしくは特定の他の販売チャネルを制限するような提案をすべきではありません。提案されている監督指針の変更には、規制が通信販売に合わせた形で適用されなければならないという必要性を認めていると考えられるものもあります。しかし中には、直接販売方式を選んだ利用者の利便性に重大な影響を及ぼす可能性のある条項も含まれています。監督指針の変更に関する最終決定においては、これらの規則が国際基準、日本の国際通商上の義務および「いつでも、どこでも、適正な価格で」アクセスできるシステムを構築するというプログラムの基本方針に適ったものとして適用されることが望まれます</p>	同上
12	その他	在日米国商工会議所	<p>提案された変更について金融庁が妥当な期間（ほぼ30日間）を設けてパブリック・コメントを募集されたことに謝意を表します。しかし、コメントの提出から金融庁の予定実施日までわずか2ヵ月余りであるという点を憂慮しています。金融庁がコメントを十分に検討し、4月1日までに会社が準備できるような時間的余裕を持って正式回答と最終版の修正を公表するには、時間が足りないと思われれます。また、今回公表された改正案が金融庁が今後数ヵ月間に実施を計画している全ての規則変更を表したものであるのではない、という点についても懸念しています。これは特に次の理由により憂慮されます。1) 会議が非公開であること、2) 検討チーム会議の内容と決定は、決定からかなり時間が経過したとみられる数週間後に部分的に公表されることとどまっていること。</p> <p>今回のケースは、投資サービス法に関する金融審議会金融分科会第一部会の審議とは極めて対照的で、業界と顧客への差し迫った影響が少なくとも同等であることを考えると、この対比は特に顕著と感じられます。どちらの諮問グループもプログラムの工程表に記された目標の実施を目指しているという点は同じですが、検討チームの審議プロセスは分かり難く、信頼される金融行政の確立とプログラムの目標と整合していないように見受けられます。</p>	<p>今回の改正につきましては、昨今の状況に鑑み、契約者保護等の観点から今回の改正への対応が早急に求められていることから、平成18年4月1日までに対応可能な状態とすることが原則となります。</p> <p>しかしながら、平成18年4月1日までに各保険会社において対応できない事情がある場合には、対応できない部分につき合理的な理由があれば、その実施の猶予が認められますが、平成18年9月30日までには完全実施することが必要です。</p> <p>なお、平成18年4月1日までに実施できない部分につきましては、各保険会社において、平成18年9月30日までに実施できるよう、実施計画等の作成を求められることとなります。</p> <p>「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」につきましては、特定の保険会社の募集実態、経営管理に関する情報が含まれた議論が行われており、仮にこのような情報が公開されると、当該社に競争上の不利益を与えるおそれがあること等の理由から、非公開とさせていただきますが、議論の要旨や論点整理の内容について公表することにより、議論の透明性を確保しております。</p> <p>また、今回の改正につきましては、有識者・サービス利用者・業界関係</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
			<p>パブリックコメント募集に加えて、面談等によって全ての利害関係者から検討材料を集める公開協議プロセスを活用すれば、公開議論が促進され、業界のコンプライアンス改善と監督の完全性強化に繋がるでしょう。形式的なパブリックコメント募集だけではこれらの目的を達することはできないと思われます。</p>	<p>者等からなる本検討チームの論点整理を踏まえたものではありませんが、その内容に関してはパブリックコメントを実施することにより、保険業界に限らず広く国民の皆様からご意見を伺い、手続き及び内容の透明性が確保されるよう努めております。</p> <p>いずれにせよ、今後もご指摘の点も踏まえ対応して参りたいと考えます。</p>
13	その他	在日米商工会議所	<p>このプロセスの過程で生じた自主規制機関への権限委譲の傾向に懸念を抱いています。日米保険合意は「日本国政府は、かかる機関に対しいかなる権限も委任しない」と明言しています。全ての会社の開示文書を判断する基準として金融庁検査官とおそらく裁判所が用いることになる表示のガイドラインをこれらの組織に作成させることにより、金融庁は権限を委任したことになります。監督官庁が適正に行うべき活動をこのような業界団体に請け負わせることは、日本政府による日米保険合意に基づく基本的義務の軽視であると考えています。日本政府がこれらの組織に対して、顧客の苦情対応や加盟企業の個人情報保護の監督など本来監督機関が行うべき様々な機能を第一線で務めるよう促していることについても懸念しています。</p> <p>業界団体への権限委任と特定の参加者による非公開会議は、公正な規制制定の確保および日本の監督プロセスが国民と国際社会から一貫性があり安定的で公正なものとして認められることと整合しません。日米保険合意を促した歴史的な背景を考えると、これらの問題は、政府が金融ビッグ・バンから今日までの大幅な改革路線を進める前の慣行と環境に後戻りしているのではないかという深刻な懸念を想起させるものでもあります。</p>	<p>消費者保護等の観点から本監督指針において「契約概要」・「注意喚起情報」の枠組み等を定めることとしましたが、生損保の保険商品の多様性・複雑性等に鑑み、業界団体（生命保険協会、日本損害保険協会など）において、各保険会社が記載の目安とできるような保険商品の特性等を踏まえた自主ガイドラインを作成するものであり、ご指摘のように金融庁が各協会に対して権限を委任したことにより作成されるものではありません。</p>
14	その他	消費生活コンサルタント	<p>勧誘時の説明を文書で残す。</p> <p>消費者相談の現場で保険の苦情を受けていて一番感じることは、設計書が消費者の手元に残っていても、勧誘時の説明がどうだったのかわからず、証明もできないことです。一番の苦情原因がこの部分であると思います。同時に、消費者が求めた保険が提示されたのかも後には判りません。勧誘時の控えが手元があれば苦情解決の為の証明が可能となります。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
15	その他	消費生活コンサルタント	<p>保険業界は真摯な取り組みを。</p> <p>昨今の保険金不払いなどで信用を失った業界が今後真摯に受け止め対応されるか、消費者の立場に立ち、より解り易い商品の販売に向けて、今後の対応を切に望みます。</p>	貴重なご意見として承ります。
16	その他	社団法人全国消費生活相談員協会	<p>保険について消費者トラブルは、消費者が保険契約を正しく理解していないことから発生します。誤解の発生の主原因は、販売勧誘時の誤った説明によるものですが、より根本的には、保険契約の複雑性に因るものと考えられます。保険契約が必然的に複雑であらざるを得ないとしても、保険契約の内容そのものである保険約款を、簡素化、平明化するという本質の議論を、いまこそ早急に行なうべきであります。またその中に、消費者を参画させる必要があります。消費者の保険制度に対する信頼が揺らぎ、保険制度が本当に消費者に必要なかが問われている今こそ、約款平明化が必要であることを付言いたします。</p>	貴重なご意見として承ります。
17	その他	大阪消費者友の会	<p>今回、触れられていない約款についても早急に見直していただきたい。</p> <p>進化する医術についていけない約款によって、手術給付金が支払われない場合が多いが、保険は長期の契約であることを考慮し、適時の約款見直しと契約時の約款との調整も必要となる。</p> <p>なお、募集窓口の多様化（銀行、証券、ネット、通販など）生損保入り乱れての商品の複雑化などを考慮し、よりきめ細やかな環境が整えられるべきと考え以上の意見を提出する。</p>	貴重なご意見として承ります。
18	その他	なにわの消費者団体連絡会	<p>今回、触れられていない約款についても早急に見直していただきたい。</p> <p>進化する医術についていけない約款によって、手術給付金が支払われない場合が多いが、保険は長期の契約であることを考慮し、適時の約款見直しと契約時の約款との調整も必要となる。</p> <p>なお、募集窓口の多様化（銀行、証券、ネット、通販など）生損保入り乱れての商品の複雑化などを考慮し、よりきめ細やかな環境が整えられるべきと考え以上の意見を提出する。</p>	貴重なご意見として承ります。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
19	その他	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	<p>「ロ. 約款、『契約概要』、『注意喚起情報』、パンフレット、契約のしおり等について…」とありますが、このように書面の種類が多いことは、決して消費者にとって親切ではありません。情報提供に必要な書類だけを明記する方が良いと考えます。</p> <p>広告を見たり、勧誘を受けて購入を検討したいと思った消費者が、たくさんの保険商品の中から自分がほしい保険商品を見つけ、契約に至るために理解しておかなければいけない重要な項目について、誤解しないために作られ、情報提供されるのが、「契約概要」・「注意喚起情報」だと理解しています。</p> <p>これらの「契約概要」・「注意喚起情報」が、販売・勧誘時のいつ、消費者にどのような方法で渡されるのかによっても、書き方や見せ方に工夫が必要になると思います。各書面の交付時期・方法についても、具体的に記載すべきではないかと思えます。</p> <p>図式やカラー刷りにして、文字の大きさも配慮して作ったとしても、現在あるような広告やパンフレット程度にみられては意味を成しません。今回の改定（案）で、パンフレットや広告など保険商品の情報提供の資料等が全て変わることが大前提だと思っています。そうでないと消費者が、今まで以上に保険商品の情報が過剰に感じられてしまい、本当に必要な情報さえ読まれなくなってしまうのではないかという危惧を感じます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、今回の改正では、保険契約の販売・勧誘時に説明すべき重要事項を「契約概要」・「注意喚起情報」として分類・整理することとし、これらの情報を記載した書面については、顧客にとって理解しやすい記載とすることや顧客が理解しようとする意欲を失わない情報量とするとともに、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間を確保して交付すること等を求めることとしました。</p> <p>一方、保険商品に関する広告等は新聞・テレビ等あらゆる媒体を通じて頻繁にかつ多種多様に行われていますが、一般消費者等が広告等から受ける保険商品のイメージは、その購入意欲に大きな影響を与えるものであり、保険商品が多様化・複雑化している現状に鑑みて、広告等の適正な表示はその重要性を増してきていることから、各保険会社の広告審査体制の一層の充実を促進させるため、監督指針を改正するものです。</p>
20	その他	個人	<p>損保の第三分野では、『現在健康の異常があるか?』というあいまいな告知質問事項を採用しているおり、トラブルの温床となっています。「異常」の定義を明確に提示せずに募集が行われているため、被保険者と保険会社の認識が乖離したまま契約が成立してしまっている結果、本人は異常との認識が無くても、医師から責任開始前に発症していた判断されれば保険金は支払われず、更に「異常」の解釈によっては被保険者に非があるとして【告知義務違反解除】までされかねない状況にあります。</p> <p>また1年契約の団体医療保険は、自動継続はされても、生保のように告知義務違反の解除期間の規定が約款に無いため、被保険者は半永久的に不安定で不利益な立場にさらされています。</p> <p>このような状況が改善されるように、今回の「保険会社向けの総合的な監督指針」において、損保の第三分野の「告知質問事項」の項目についても金融庁の適切な監督・指導がなされるようお願いいたします。</p>	<p>貴重な意見として承ります。</p> <p>なお、一般的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>告知質問事項は「現在健康に異常があるか」以外の複数の項目も合わせて利用している。</li> <li>責任開始前の発症を免責としていけば、告知義務違反に関係なく免責となり、これは告知義務違反とは関係なく運用されている。</li> <li>告知義務違反の解除期間については、最長でも商法の規定により5年間で消滅する。</li> </ol> <p>と理解しています。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
21	その他	個人	<p>保険のセールスマン（レディ）が契約更改を顧客に勧める際、下記を明示することも義務化していただければ幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約更新による契約料変更時の個別単価（本契約、オプション）の明示。</li> <li>・次回のみではなく次々回の予想保険料の明示。（保険は長期の金融商品であるので当然と思う）</li> <li>・主契約転換による配当利回りの低下等顧客に不利な情報の明示義務</li> </ul> <p>また下記のような方策は消費者保護に有効と思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主契約とオプションの関連性の明示。主契約単体のみでの継続不能な契約の禁止（オプションに依存する主契約は本末転倒と思う）</li> <li>・契約期間満了までの保険料支払いを前提とした主契約の勧誘。</li> </ul>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>